

ハローワークに経営、人材確保等の相談をしたい！

北海道ビジネスサポート・ハローワーク

主に札幌圏の中小企業で新規に創業を考える事業主に対して、経営相談、各種雇用関係助成金の活用相談等を行います！

概要

北海道と北海道労働局が共同で経営相談、各種助成金の相談・申請方法、人材確保等のサービスをワンストップで提供する施設として設置された、ハローワーク札幌の出先機関です。

- ・場 所 札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9階
- ・利用時間 平日：午前9時00分～午後5時30分（土・日・祝日、年末年始は閉庁）

主な提供サービス

<雇用関係助成金の活用に関する相談等>

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）において取扱う各種助成金の相談、事業主向けセミナー等を行います。

<人材確保に関する相談>

ハローワークに提出する求人の受理を行います。

<経営相談等>

同一フロア内の（公財）北海道中小企業総合支援センターが起業や経営・事業承継等に関する相談を行います。

<総合的在職者訓練相談窓口>

北海道と機構及び労働局による雇用施策の一体的な取組において、中小企業者等に係る経営相談に併せて、従業員のキャリアアップを図る各種制度や助成金等雇用支援制度の周知・活用などをワンストップで行うことにより、優秀な人材の確保や在職者にスキルアップ・定着を図る。

お問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

URL :

http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/sapporo/shisetsu/_93897.html

若年者等の人材を確保したい！

若年者等人材呼び込み・呼び戻し事業

地域の産業を支える人材を確保するため、インターネットを活用した求職情報の提供や、道外在住のU・Iターン希望者に求人情報を提供するなど、本道への人材誘致を支援します！

支援内容

求人登録をいただいた企業は、道外のU・Iターン希望者の専門知識や資格・免許などを紹介する「U・Iターン求職者情報」のサーバーにアクセスし、随時、求職者の情報を閲覧できます。

- ・ 求人登録の情報を道外在住のU・Iターン希望者に情報提供します。
- ・ 求人企業と求職者とのマッチングを行っています。

求人登録の対象となる方

道内に所在する事業所である必要があります。

ご利用方法

求人登録については、インターネットで下記のアドレスから登録できます。また、お電話での相談や郵送・FAXによる登録も受け付けております。

- ・ URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/ui-turn/>

お問い合わせ先

北海道経済部 労働政策局 雇用労政課 U・Iターングループ
「北海道U・Iターンサポートデスク」 TEL 011-251-3896

東日本大震災の被災者を雇いたい！

特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発助成金）

東日本大震災による被災離職者等を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して1年以上雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します！

対象となる労働者（雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る）

震災により離職された者等のうち、警戒地区等に居住していた者。
（震災後週20時間以上の労働者として同一事業主に6カ月以上雇用されたことのある方は該当とはなりません）

支給額

- 1 一般労働者（週30時間以上）
支給額： 60万円（大企業50万円）
助成期間： 1年（6カ月毎に1/2支給）
- 2 短時間労働者（週20時間以上30時間未満）
支給額： 40万円（大企業30万円）
助成期間： 1年（6カ月毎に1/2支給）

※ この助成金の対象となる労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業所1回のみ上記支給額に加え、中小企業60万円（大企業50万円）を上乗せ助成する。

ご利用方法

- ・平成23年5月2日以降雇入れることが条件となります。
（平成26年4月1日以降要件変更あり）
- ・対象労働者を1年以上継続して雇用（期間の定めのない雇用又は1年以上の契約期間の雇用することが確実であると認められる事業主であるなどの要件があります）。
- ・URL：

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_hisai.html

お問い合わせ先

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） Tel. 011-738-1056
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

生活保護受給者等を雇いたい！

特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

自治体からハローワークに対し就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します！

対象となる労働者（雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る）

自治体よりハローワークに対し就労支援の要請がなされている生活保護受給者又は生活困窮者であって、自治体とハローワークが連携して行う就労支援の期間内の者。

支給額

- 1 短時間労働者以外
支給額：60万円（大企業50万円）
助成期間：1年（6カ月毎に1/2支給）
- 2 短時間労働者
支給額：40万円（大企業30万円）
助成期間：1年（6カ月毎に1/2支給）

ご利用方法

- ・職業紹介を受けた日に失業等の状態にある者（被保険者でない者）を雇い入れることが条件となります。

（参照：特定求職者雇用開発助成金）

URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139221.html>

お問い合わせ先

北海道労働局職業安定部地方訓練受講者支援室 Tel 011-709-2311 内線3642
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

地域に住む求職者を雇いたい！

地域雇用開発奨励金

同意雇用開発促進地域または過疎等雇用改善地域において、事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を雇い入れた場合に、一定額を助成します！

助成額

設置・整備に要した費用（300万円以上）、雇入れ人数（3人以上（創業の場合は2人））に応じて、下記の金額を1年ごとに最大3回支給します。

設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

◆創業と認められる場合、中小企業事業主と認められる場合は、それぞれ支給額の1/2を第1回に上乗せ支給

◆戦略産業雇用創造プロジェクト参加事業主は協議会承認人数について1人あたり50万円を第1回目に限り上乗せ特例支給

()内は創業の場合

ご利用方法

- ・施設の設置等や求職者の雇入れを行う前に所定の計画書を提出し、その計画が終了した旨の届（最大1年6か月）を提出するなど手続が必要です。
- ・URL：
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/120427.html
- ・戦略産業雇用創造プロジェクト参加事業主に対する上乗せ特例支給は、協議会賛助会員への入会や対象業種に限られるなど条件があります。（実際に対象となるかどうか、詳細はホームページ又は下記事務局まで）
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm>

お問い合わせ先

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） Tel 011-788-2294
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

※戦略産業雇用創造プロジェクト参加事業主に対する上乗せ特例支給
北海道産業雇用創造協議会「産業雇用創造プロジェクトチーム」事務局
Tel 011-231-4111（内線26-766）

正社員を試行的に雇用したい！

トライアル雇用奨励金

業務遂行に当たっての適正や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を短期間（原則3か月間）試行的に雇用（トライアル雇用）する場合に、一定額を助成します！

助成額

試行雇用労働者1人につき月額最大4万円（最長3か月分）
ただし、母子家庭の母等・父子家庭の父を対象とした場合や若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を対象とした場合は月額最大5万円
なお、雇用期間が1か月に満たない月がある場合は就労日数に応じた額を支給

対象となる労働者

「職業経験、技能、知識等から安定した職業に就くことが困難な求職者」であって、要件を満たし、トライアル雇用が必要であると認めた者

ご利用方法

- ・トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める対象労働者を安定所
- ・紹介事業所等の紹介で雇い入れることが条件となります。
- ・障害者トライアルに関しては39ページをご参照ください。
- ・URL：

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html

お問い合わせ先

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） Tel 011-738-1056
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

季節労働者を通年で雇いたい！

通 年 雇 用 奨 励 金

季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して助成します！

支給額

- 1 事業所内就業及び事業所外就業の場合**
申請対象者1人あたり1対象期間に支払った賃金の1/2(第1回目は2/3)
限度額 1人あたり54万円(第1回目は71万円) 継続3回まで
- 2 業務転換の場合**
申請対象者1人あたり業務転換を開始した日から6か月の期間に支払った賃金の1/3
限度額 1人あたり71万円 1回限り
- 3 休業の場合**
1対象期間に支払った賃金及び、1休業期間に支払った休業手当(最大60日分)の1/3
(第1回目は1/2)
限度額 1人あたり54万円(新規継続労働者は71万円) 2回まで
- 4 職業訓練の場合**
季節的業務に係る職業訓練の経費の1/2(季節的業務以外の職業訓練は2/3)
限度額 1人あたり3万円(季節的業務以外は4万円) 3回まで
- 5 新分野進出の場合**
事業所の設置等に要した経費の1/10
限度額 500万円 継続3回まで
- 6 季節トライアル雇用**
トライアル雇用終了後、常用雇用に移行した日から6か月の期間に支払った賃金の1/2の額から、トライアル雇用により支給されたトライアル雇用奨励金の額を減額した額
限度額 71万円 1回限り

ご利用方法

厚生労働大臣が指定する業種(林業、建設業、水産食料品製造業等9業種)の事業主が対象です。(季節トライアル雇用は指定業種以外の事業主が対象)

URL : <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/koyouantei.html>

お問い合わせ先

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 TEL 011-709-2311(内線3682)
ハローワーク(公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

新卒枠で既卒者・中退者を雇いたい！

三年以内既卒者等採用定着奨励金

学校等の既卒者や中退者の応募機会を拡大して採用定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込み又は募集を新たに行って採用した後、一定期間定着させた場合に一定額を助成します。

支給額

企業区分	対象者 (奨励金コース名)	1人目			2人目		
		1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後	1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後
中小企業	既卒者等 コース	* 50万円	10万円	10万円	* 15万円	10万円	10万円
	高校中退 者 コース	* 60万円	10万円	10万円	* 25万円	10万円	10万円
大企業	既卒者等 コース	* 35万円	-	-	-	-	-
	高校中退 者 コース	* 40万円	-	-	-	-	-

※のある支給額について、若者雇用促進法に基づく認定企業の場合には10万円が加算されます。

対象労働者

以下の学校等を卒業または中退した者で、これまで「通常の労働者（無期雇用、原則正社員、派遣契約を除く）」として同一の事業主に引き続き12カ月以上雇用されたことがない者

- ① 学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業生、または中退者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練修了者、または中退者

ご利用方法

既卒者・中退者が応募可能な新卒求人あるいは高校中退者が応募可能な高校求人の申込みまたは募集を行い、当該求人に応募した既卒者・中退者を「通常の労働者」として雇用する必要があります。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112026.html>

お問い合わせ先

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） TEL 011-738-1056
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。